

第4章

Q & A

市内の介護事業所を対象に実施した高齢者虐待に関するアンケートに寄せられていた内容を中心に回答していますので、こちらをご確認ください。

Q1. 65歳未満の第2号被保険者の扱いはどうなりますか？
A1. 養介護施設への入所、養介護事業にかかるサービスの提供を受ける障がい者については「高齢者」とみなし、養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。
Q2. 虐待かどうか判断できず、相談や通報をするべきか迷います。
A2. 相談や通報後、地域包括支援センターが事実確認や緊急性、虐待の有無の判断をします。迷っている今が相談、通報の時期になりますので、お気軽に地域包括支援センターにご連絡ください（19ページ参照）。 また、虐待の事実があり、その後虐待が解消されたとしても通報の義務は消失しません。
Q3. 虐待の相談や通報をした場合にどのようなことを聞かれますか？
A3. 虐待の状況や高齢者、養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ります。そのような事実を見たり聞いたりした場合には、ありのままを記録に残すよう心がけましょう。しかし、記録に残すことを意識しすぎて、通報が遅れてしまうことには注意してください。不確かな情報や疑いの段階であっても、積極的に相談・通報してもらってかまいません。
Q4. 養護者自身が一人で介護を抱え込み、ネグレクトを含めて虐待の認識がない場合、ケアマネジャーとして、頑張って介護をしている家族に「それは虐待です」とは言いづらいです。
A4. 虐待は当事者の自覚の有無は問いません。どんなに頑張ってもその結果、本人の権利を侵害していれば、残念ながらその行為は虐待になってしまうことがあります。これは、高齢者本人が虐待を否定していても同様です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 虐待対応において必ずしも当事者に虐待であるということを伝えているわけではありません。組織で判断し、役割分担をしながらチームとして支援していきます。
Q5. なぜ虐待対応と大袈裟にしなければならないのですか？ケアマネジャーや家族、施設の中で解決することではダメですか？
A5. 虐待は高齢者の権利が侵害されており非日常が続いている状況です。「この位なら、大丈夫だろう」と放置すると権利侵害は拡大します。 複雑な要因が絡み合い虐待に至っていることが多くあり、ケアマネジメントや家族間だけで解決するのは難しいことの方が多いです。また、適切な時期に行行政権を行使することで、事の重症化を防いだり、介護負担の軽減を図ること

<p>ができます。</p> <p>施設については、長く同じ環境で働くことで慣れや感覚麻痺で行っている介護が、結果的に高齢者の権利を侵害していることもあります。外部の目を入れ客観的に判断し対応していく必要があります。</p>
<p>Q6. 養護者も認知症の場合、暴力を振るうのは致し方ないと思います…</p>
<p>A6. どんな理由や背景があっても高齢者虐待を肯定することにはなりません。この場合は養護者自身にも支援が必要なので、地域包括支援センターに相談しましょう。認知症初期集中支援チーム等が介入し支援することもあります。</p>
<p>Q7. 不適切な介護と虐待の違いがよくわかりません。</p>
<p>A7. 本マニュアル32ページにも記載していますが、不適切な介護や対応と虐待の区別はとても難しいです。不適切な介護や対応は、何らかの改善が必要な行為であり、現状高齢者の尊厳が守られているとは言い難い状況です。施設内でケア内容について振り返り、日頃から改善に向け検討を続けることが必要です。また、知らないうちに虐待を行ってしまっていることもあるので、まずは地域包括支援センターに相談してください。判断は市で行います。通報者の秘密は守られます。</p>
<p>Q8. 高齢者本人の訴えから利用施設の不適切介護ではないかと思われるが、ケアマネジャーが事業所へ相談するべきか、市に相談するべきか判断に迷います。</p>
<p>A8. 迷った段階で地域包括支援センターへご相談ください。</p>
<p>Q9. 家族間での心理的虐待に関しての判断が難しいです。</p>
<p>A9. 高齢者本人が不安や恐怖感を出しているか、助けを求めているかが重要です。表出できないのであれば、関係者の感じ方も判断材料ですが、いずれにしても地域包括支援センターにご相談ください。</p>
<p>Q10. 利用者家族が通帳を管理していたが、施設利用料の支払いが滞った為、施設が経済的虐待ではないかと考え、通帳を管理することになりました。これは正しい対応でしたか？</p>
<p>A10. 施設として家族へ利用料の滞納を請求することは必要ですが、施設単独で経済的虐待と判断することはできません。養護者支援が必要な場合もあり、地域包括支援センターに通報し対応について相談してください。ただし、虐待ではなく、契約に基づいた金銭管理については問題ありません。</p>
<p>Q11. 介護事業所としても研修を実施しているが、職員がどこまで高齢者虐待防止法について理解しているか不安です。</p>
<p>A11. 業務多忙や職種によってシフトが不規則である中、職員研修を実施することは大変だと思います。それでも、定期的に研修を開催し繰り返し周知していくことが大切です。市では高齢者虐待に関する出前講座を行っていますのでご利用ください。</p>

